

《令和7年度》

幼稚園・保育所・認定こども園等

新規採用者研修 実施の手引

【施設長様へ】

- ◆ 研修日と園の行事等が重ならないよう、年間計画の確認・調整をしてください。
- ◆ 研修に関する事前課題や、研修後に受講者が幼保推進課に提出するレポート・アンケート等には必ず目を通し、研修内容や受講者の学びを確認するとともに、園の実情に応じて指導助言願います。
- ◆ 受講者の研修報告書等をまとめておくなど、受講履歴を確実に把握できるようにしてください。

秋田県教育庁 幼保推進課



新規採用者研修の目的

幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の一層の充実を図るため、教育公務員特例法第 23 条に基づき、新規採用者に対して一年間の研修を実施し、新規採用者が幅広い知見を得るとともに、実践的指導力と使命感を養うことを目的とする。

新規採用者研修の対象者

本研修の対象となる教諭等（以下「研修教員」という。）は、幼稚園・保育所・認定こども園等に、教諭及び保育士、保育教諭として新規に採用された者とする。

○これまで勤務の経験がなく、新規に採用された者

○他の都道府県での勤務経験があるが、今年度より本県で勤務となり、学び直しを希望する者

○これまで本県及び他の都道府県での勤務経験はあるものの、本研修を及び同等の研修を受けたことがない者

◆園外研修の受講認定について…全7回の受講及び事前課題、研修レポート・アンケートの提出をもって、受講と見なす。

研修の申込み

★次の研修の体系を踏まえた上で研修を申込む。

○法定研修（教育公務員特例法 23 条の規定に基づいて参加する研修）

・幼稚園教諭（公立）・幼保連携型認定こども園保育教諭（公立）

○任意研修（法定研修に準じ、任命権者または所属長の命令を受けて任意に研修に参加する研修）

・幼稚園教諭（私立）・幼保連携型認定こども園保育教諭（私立）・保育所保育士（公立及び私立）

・認可外保育施設等保育士

★申込み手続き

(1) 幼稚園（公立）及び幼保連携型認定こども園（公立）

申込み票を幼保推進課宛てに電子メールで申し込む。市町村所管課に同様の申込み票を期間内に提出する。

【提出期間】令和7年4月1日（火）～4月8日（火）

(2) 幼稚園（私立）、保育所（公立、私立）、幼保連携型認定こども園（私立）等

申込み票を幼保推進課宛てに電子メールで申し込む。

【提出期間】令和7年4月1日（火）～4月8日（火）

【申込み票のダウンロード先】

幼保推進課保育情報サイト「わか杉っ子元気に！ ネット」→「研修情報」→「研修に係るお知らせ」
→「研修申込み」

★本県では、保育者としての勤務年数が3年目を対象とした「幼稚園・保育所・認定こども園等保育実践力習得研修」を行っています。

★「幼稚園・保育所・認定こども園等保育実践力習得研修」を受講するためには、新規採用者研修を修了していることが必須となっています。

新規採用者研修（採用時）と保育実践力習得研修（3年目）はセットの研修です！



園外研修

- ・7日間(次ページ参照)全日程の参加を原則とする。
- ・基本的に集合型研修とする。Ⅰ、Ⅲ～Ⅶ期は秋田県総合教育センター、Ⅱ期は大館少年自然の家、岩城少年自然の家、保呂羽山少年自然の家で3地区に分かれて実施する。
- ・開催2週間前に、幼保推進課保育情報サイトに開催要項・受講申込一覧等を掲載する。各自必ず確認すること。
- ・研修終了後には研修レポート・アンケートの提出を必須とする。幼保推進課宛てに電子メールで提出すること。
- ・研修レポート・アンケートは、提出前に必ず上司に確認してもらうこと。
- ・感染症の拡大状況、社会情勢に鑑み、「Google Meet」を活用したオンライン研修に変更する場合もある。その際、幼保推進課保育情報サイトで連絡するとともに、前日までに会議コードや研修資料等を電子メールで各園へ送付する(接続テストを行うこともある)。
- ・オンライン研修の際には、インターネット環境の整った場所で接続、受講すること。カメラやマイクが内蔵されていないPCを使用する場合は各自外付けマイク及びカメラを準備、設定すること。
- ・やむを得ず研修を欠席する場合、施設長が幼保推進課宛てに電話連絡の上、電子メールで欠席届を提出すること。

園内研修

- 法定研修該当園…園内において年間10日程度の保育実践、乳幼児理解等に係る研修を実施する。
- 任意研修該当園…園の実情に応じて園内研修を実施する。

- ・任命権者又は所属長は、園内に指導員(施設長または主任等)を定め、園内研修体制を整えるとともに「園内研修実施計画書」(※様式1)を作成し、組織的・計画的に研修を実施する。また、年度末には「園内研修実施報告書」(※様式2)を作成し、園内研修実施の報告を行う。

★提出資料等(法定研修該当園のみ)

【提出期間】

- ①園内研修実施計画書:令和7年5月7日(水)～5月20日(火)
- ②園内研修実施報告書:令和8年2月2日(月)～2月13日(金)

【提出先】

- 市町村担当課:関係市町村担当課長宛て、郵送で提出する。
- 幼保推進課:幼保推進課長宛て、郵送で提出する。

【各様式のダウンロード先】

幼保推進課保育情報サイト「わか杉っ子元気に！ネット」→「研修情報」→「研修に係るお知らせ」→「各研修に係る様式等について」→「新規採用者研修 実施の手引」内

留意事項

(施設長様へ)

- ◆新規採用者は、初めての職務に見通しがもちにくく、また社会人としての責任の重さに大きな不安を抱えています。困り感に寄り添い、助言したり励ましたり、園全体で新規採用者を支え育てる体制づくりを大切にしてください。
- ◆「幅広い知見を得るとともに、実践的指導力と使命感を養う」という研修の目的に鑑み、法定研修・任意研修を問わず、園内研修を充実させ、人材育成に努めてください。
- ◆園外研修の中で、各園での園内研修や各自の実践について情報交換をする機会を設定します。各園においても、目的意識をもって研修し、学んだことを実践につなげていけるよう、御指導願います。

(受講者様へ)

- ◆園外研修には、園の看板を背負って参加することになります。皆さんの受講態度から、園の指導体制を問われることもあります。「先生」と呼ばれる職業に就いたということを自覚し、服装、立ち居振る舞い等に気を付けて研修に参加してください。行き帰りの交通事故等にも十分注意してください。

研修の流れ

3～4月：受講者選定・研修申込み(各園)

	園外研修	園内研修
4月	17日(木)新規採用者研修Ⅰ	
5月	新規採用者研修Ⅱ 14日(水)県南地区:保呂羽山少年自然の家 20日(火)県北地区:大館少年自然の家 21日(水)県央地区A:岩城少年自然の家 27日(火)県央地区B:岩城少年自然の家 (県央地区は2グループに分かれて実施)	(法定研修に該当する園) 7日(水)～20日(火)園内研修実施計画書 提出 ◆提出先 関係市町村担当課長及び幼保推進課長宛 てに、それぞれ郵送で提出する。 (※様式1)
6月	19日(木)新規採用者研修Ⅲ	※園内研修実施計画書を基に、 各研修を実施する。
7月	17日(木)新規採用者研修Ⅳ	
8月		
9月	17日(水)新規採用者研修Ⅴ	
10月		
11月	11日(火)新規採用者研修Ⅵ	
12月	2日(火)新規採用者研修Ⅶ	
1月		
2月		(法定研修に該当する園) 2日(月)～13日(金)園内研修実施報告書 提出 ◆提出先 関係市町村担当課長及び幼保推進課長宛 てに、それぞれ郵送で提出する。 (※様式2)
3月		

研修における評価について

○施設長は、研修教員と面談等を通して今年度の研修についての評価を行う。その際、研修教員の自己評価を把握するとともに、一年間の変容(研修実施以前との比較)を含めて評価を行うようにする。(「自己到達目標評価表(令和7年度版)」も活用し、研修教員の目標や評価についても把握願います。)

※法定研修に該当する園の施設長は、園内研修実施報告書の評価の欄に記入する。

※任意研修に該当する園には、報告書の提出は求めないが、今年度の評価を今後の実践に反映させていくこと。

ご不明点・お問い合わせは・・・

秋田県教育庁幼保推進課 指導チーム

【TEL】018-860-5126

